

教職に関する専門教育科目 採点基準

2枚のうち1

【注意】問題によっては、部分点を可とする。

問題番号	正 答 (例)	採点上の注意	配 点	
1	1 (A) 能力 (B) 使命 (C) 生命 (D) 不名誉		各4×4	
	2 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。	順序は問わない。 内容を正しくとらえていれば、表現は異なってもよい。	各3×2	2 2
2	基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。	内容を正しくとらえていれば、表現は異なってもよい。	1 8	
3	1 (A) ア (B) イ		各3×2	
	2 <ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の合意形成に当たっては、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。 合理的配慮の合意形成後も、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別的教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。 	2つ書かれていればよい。 内容を正しくとらえていれば、表現は異なってもよい。	各6×2	1 8
4	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。 学校は、通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。 学校は、当該学校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。 	3つ書かれていればよい。 内容を正しくとらえていれば、表現は異なってもよい。	各6×3	1 8

教職に関する専門教育科目 採点基準

2枚のうち2

【注意】問題によっては、部分点を可とする。

問題番号	正 答 (例)	採点上の注意	配 点	
5	<p>(中学校・特別支援学校中学部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平素から、個々の生徒の理解に必要かつ適切な資料を豊富にすること。 ・全教師による協力的な取組により、全生徒を対象とし、すべての生徒の能力・適性等を最大限に発揮できるように努めること。 ・生徒との直接の相談だけにとどめず、家庭との連絡を密にし、生徒、教師、保護者の三者による相談のような形態も大切にすること。 <p>(高等学校・特別支援学校高等部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平素から、個々の生徒の理解に必要かつ適切な資料を豊富にすること。 ・全教師による協力的な取組により、全生徒を対象とし、すべての生徒の能力・適性等を最大限に発揮できるように努めること。 ・生徒との直接の相談だけにとどめず、家庭との連絡を密にし、生徒、教師、保護者の三者による相談のような形態も大切にすること。 ・ホームルーム担任による定期的な相談だけでなく、学校全体で相談活動が随時行われるよう学校としての相談体制の確立を図ること。 ・〔ホームルーム活動〕等における活動の内容との関連性にも考慮し、相談活動がより充実するように努めること。 	<p>順序は問わない。 内容を正しくとらえていれば、表現は異なってもよい。</p>	各4×3	12
6	<p>「課題の設定」のプロセスでは、人、社会、自然に直接かかわる体験活動において、学習対象とのかかわり方や出会わせ方などを、教師が工夫する必要がある。その際、事前に児童生徒の発達の特性や興味・関心を適切に把握し、これまでの児童生徒の考えとの「ずれ」や「隔たり」を感じさせたり、対象への「あこがれ」や「可能性」を感じさせたりする工夫をしなくてはならない。</p> <p>また、児童生徒に、各教科・科目等で身に付けた知識・技能を積極的に活用させるよう配慮することも大切である。</p>	<p>内容を正しくとらえていれば、表現は異なってもよい。</p>		